

京都市職員給与条例等の一部を改正する条例(令和3年3月30日京都市条例第 33 号)  
(行財政局人事部給与課)

現在実施している住居手当に関する特例措置及び経過措置の期間を次のとおり延長することとしました。

改正前	改正後
令和3年3月31日まで	令和8年3月31日まで

なお、当該経過措置により住居手当の支給を受けることができる期間は、一の住居につき60月を限度とすることとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市職員給与条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 33号

京都市職員給与条例等の一部を改正する条例

(京都市職員給与条例の一部改正)

第1条 京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

附則第12項中「平成33年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

(京都市職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 京都市職員給与条例等の一部を改正する条例(平成28年3月30日京都市条例第47号)の一部を次のように改正する。

附則第9項及び第12項中「平成33年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附則第16項を附則第17項とし、附則第15項の次に次の1項を加える。

16 一の職員が附則第9項及び第12項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例第9条の3の規定により住居手当の支給を受けることができる期間は、一の住居につき60月を限度とする。この場合において、職員と別に定める者とは同一の住居について住居手当の支給を受けたときは、これらの者を一の職員とみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部給与課)